

別表 2

種目	給付対象者	性能等	基準額	耐用年数
便器（差し込み便器）（●）	下肢又は体幹機能に障害のある者。ただし、トイレまでの移動等が困難な者で当該用具によらなければ排泄が困難なものに限る。	臥床状態にて臀部下に差し込んで使用する便器	2,000円	8年
便器（和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの）	下肢又は体幹機能に障害のある者。ただし、既存の和式便器では排泄に伴う立ち上がり及びしゃがみ込みが困難な者で、借家で家主の許可が得られないなど住宅改修が困難なものに限る。	既存の和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	10,000円	8年
便器（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）（●）	下肢又は体幹機能に障害のある者で原則として学齡児以上のもの。た	既存の洋式便器の上に置いて高さを補うもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	10,000円	8年

	だし、既存の便座高では便器からの立ち上がり及びしゃがみ込みが困難な者に限る。			
便器（便座、バケツ等からなり、移動可能な便器）（●）	下肢又は体幹機能に障害のある者で原則として学齢児以上のもの。ただし、トイレまでの移動が困難で当該用具によらなければ排泄が困難な者に限る。	便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（ポータブルトイレを含む。）	15,000円	8年
特殊マット（●）	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止、失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	5年
特殊寝台（●）	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる用具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
特殊尿器（●）	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの	67,000円	5年
体位変換器（●）	寝たきりの状態にある者	介助者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円	5年
入浴補助用具（●）	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの	90,000円	8年

電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある者であって、医師の意見書等により自己排痰困難であり当該用具によらなければ痰の喀出が困難であると認められるもの（一過性のものではなく、回復の見込みがないものに限る。）	難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの	56,400円	5年
ネブライザー	呼吸器機能に障がいのある者であって、医師の意見書等により自己排痰困難で痰粘性を軽減し痰の喀出を容易にする、霧状にした治療薬剤等の吸入などを目的に当該用具を必要と認められるもの（一過性のものではなく、回復の見込みが	難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの	36,000円	5年

	ないものに限る。)			
移動用リフト (●)	下肢又は体幹機能に障がいのある者	介助者が難病患者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	5年
居宅生活動作補助用具	下肢又は体幹機能に障がいのある者	難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000円	1回限り
特殊便器 (●)	上肢機能に障がいのある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円	8年
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障がいのある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200円	8年
自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円	8年
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	157,500円	5年
暗所視支援眼鏡	夜盲症又は視野狭窄の症状を有する視覚に障害がある者であって、医師の意見書等	画像入力装置を見たいものにかざすことで、明るく拡大された画像等をモニターに映し出せるもの	434,500円	8年

により当該用 具を必要と認 められるもの で、かつ、試用 により効果が 認められるも の。原則として 学齡児以上の 者			
---	--	--	--